

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	株式会社アバントグループ		コード	3836
提出日	2026/9/4	異動（予定）日	2026/9/25	
独立役員届出書の提出理由	2026年9月25日の定時株主総会にて監査等委員を含む取締役の選任議案が付議されるため。			
☒ 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1）				

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／ 社外監査役	独立役員	役員の属性（※２・３）												異動内容	本人の 同意
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l		
1	後藤 千恵	社外取締役	○												○	訂正・変更	有
2	中野 誠	社外取締役	○										○		○		有
3	中条 薫	社外取締役	○												○	新任	有
4	安部 和志	社外取締役	○												○	新任	有
5																	

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1	同氏が社外取締役（監査等委員）を務める東邦ホールディングス株式会社と当社の全額出資子会社である株式会社ディーバ及び株式会社インターネットディスクロージャーは取引がありますが、その金額は連結売上高の0.1%未満と当社が社外取締役の独立性基準に定める2%の範囲内であり、当社の意思決定に際して影響を与えるおそれはありません。また、さくら共同法律事務所とは取引その他の関係はありません。	一般事業会社での職務経験に加え、弁護士及び公認会計士の資格を持ち、M&A、税務コンプライアンス、ハラスメント事業を含め、これまで様々な企業に法務・財務会計の専門家の立場で関与されてきました。また、現在当社社外監査役としてその職責を適切に果たしており、今後も当社において法律・会計専門家としての豊富な知見を活かし、監査等委員である取締役として経営判断及びその意思決定の過程において有用な助言をいただき、当社取締役会の機能強化が期待されると考えています。当社との間に特別な利害関係はなく、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の条件ならびに当社が規定している社外取締役の独立性基準を満たしており、一般株主と利益相反のおそれがないと判断し、取締役会において当社の独立役員に指定しております。
2	同氏が教授を務める一橋大学大学院と主に寄付講座及び経営者育成プログラムに伴う取引がありますが、その金額は連結売上高の0.1%未満と当社が社外取締役の独立性基準に定める2%の範囲内であり、寄付金額は当社が社外取締役の独立性基準に定める1,500万円未満であることから、当社の意思決定に際して影響を与えるおそれはありません。	経営学、会計学、コーポレート・ファイナンス等幅広い分野で深い知見を持ち、当社のマテリアリティでもある企業価値をテーマに実業・学術方面において幅広く研究ネットワークを築かれています。また、上場企業の経営幹部を対象とする財務・企業価値研修を数多く実施しております。当社においても、当社のみならずお客様の企業価値向上に向けて助言いただくほか、当社の次世代経営陣の育成においても活躍していただくと判断しています。当社との間に特別な利害関係はなく、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の条件ならびに当社が規定している社外取締役の独立性基準を満たしており、一般株主と利益相反のおそれがないと判断し、取締役会において当社の独立役員に指定しております。
3	該当なし	IT/DX及びAI事業等に対する幅広い経験を備えていることに加え、現職ではDE&Iのコンサルティングを提供していることから、当社の持続的な企業価値向上に適切な人財と判断し、取締役として経営判断及びその意思決定の過程において有用な助言をいただき、当社取締役会の機能強化が期待されると考えています。当社との間に特別な利害関係はなく、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の条件ならびに当社が規定している社外取締役の独立性基準を満たしており、一般株主と利益相反のおそれがないと判断し、取締役会において当社の独立役員に指定しております。
4	該当なし	人事・総務部門の経験に加え、海外法人の経営経験を有していることから、その幅広い豊富な経験と知見、見識を活かして、取締役として人事・組織領域を中心に、経営全般に対する監督、助言等をいただくことで当社の持続的な企業価値向上に寄与いただくと判断しております。当社との間に特別な利害関係はなく、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の条件ならびに当社が規定している社外取締役の独立性基準を満たしており、一般株主と利益相反のおそれがないと判断し、取締役会において当社の独立役員に指定しております。
5		

4. 補足説明

当社は、東京証券取引所が定める独立性基準に加え、当社独自の「社外取締役の独立性基準」を制定し、その要件を満たす社外取締役を全て独立役員に指定しております。
■社外取締役の独立性基準 ①現在及び過去10年間ににおいて当社又は当社の子会社もしくは関連会社（以下、総称して「当社グループ」という）の業務執行者（業務執行取締役、執行役、執行役員、社員、使用人）であった者、 ②当社の総議決権数の10%以上を直接もしくは間接に有する者又はその業務執行者、 ③当社グループを主要取引（注1）先とする、又は当社グループが主要取引（注1）先とする者又はその業務執行者、 ④当社グループに対してコンサルタント、弁護士、公認会計士、税理士等による専門的サービスを提供する対価として、役員報酬以外に多額（注2）の金銭その他の財産上の利益を得ている者もしくはその業務執行者、 ⑤当社グループから年間1,500万円を超える寄付、助成金を受けている者もしくはその業務執行者、 ⑥当社グループの会計監査人である監査法人に所属する者、 ⑦当社グループの業務執行者を役員に選任している会社の業務執行者、 ⑧過去3年間ににおいて上記②～⑦に該当する者、 ⑨上記①～⑧に該当する者の配偶者もしくは二親等以内の親族。 （注1）主要取引とは、年間連結売上高の2%を超える金銭の授受を伴う取引もしくは、連結総資産の2%を超える金銭の融資をいいます。 （注2）多額とは、専門的サービスを提供する者が個人の場合は、当社グループから受け取った役員報酬を除く当該利益が直近事業年度において年間1,500万円を超えることをいい、専門的サービスを提供する者が法人・組合等の団体の場合は当社グループから受け取った当該利益が直近事業年度において当該団体の年間総収入の2%もしくは金額1,500万円のいずれか高い方を超えることをいいます。

- ※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。
- ※2 役員の属性についてのチェック項目
- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
 - b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
 - c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 - d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
 - e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
 - f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 - g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
 - h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
 - i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
 - j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
 - k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
 - l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- 以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることに留意ください。
- ※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。
近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。
- ※4 a～lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。
- ※5 独立役員の選任理由を記載してください。
- ※6 独立役員を1名以上確保できていない状況が生じた場合又は社外取締役を1名以上確保できていない状況が生じた場合、有価証券上場規程上の企業行動規範に違反する状態が発生することとなりますので、速やかに東証の上場会社担当者までご連絡ください。